

【資料3】

奄美大島海区
漁業調整委員会資料
令和6年8月23日

【議題3】

漁業許可等に関する取扱方針について（協議）

漁業許可等に関する取扱方針の改正について

1. 漁業許可等に関する取扱方針とは

漁業許可等に関する取扱方針とは、漁業許可における審査基準や操業区域、条件等の漁業におけるルールについての規定。当該方針は行政手続法第5条の審査基準に該当する。

2. 改正理由

- ・ 現行の取扱方針には改正漁業法以前の考え方による規定が一部残っているため、新漁業法に則した規定に改正する。
- ・ 近年の海洋環境の変化に対応した柔軟な制度運用を図るため、旧来の考え方に係る規定を改正する。
- ・ 漁業者が継続して安定した許可を受けられるよう、鹿児島県漁業調整規則（以下「規則」という）第14条第1項第1号に基づき、知事が指定する漁業について規定する。
- ・ なお、この取扱方針は鹿児島県行政手続条例第5条第3項に基づき公開する必要がある。他県においてはホームページ上で公開を行っている状況（本県は許可機関での縦覧）。許可等の公平性を担保するため、他県と同様に県ホームページ上での公開が妥当であり、公開に先立ち内容を精査し、漁業法や規則と齟齬がないようにするため改正するもの。

3. 改正内容

- (1) 鹿児島県漁業許可等の取扱に関する基本方針
 - ・ 旧来の目的から改正漁業法に則した文言に修正
 - ・ 許可保有数の特例に係る表現を改正
 - ・ 継続の許可等に係る規定を追加（知事が指定する漁業を規定）
 - ・ その他、根拠条文の改正や修辭上の修正
- (2) 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針
 - ・ 規則に基づく許可等の基準の規定に伴い許可の対象者に係る規定を削除
 - ・ 従事者の届出に係る規定を改正し、必要な書類、様式等は事務取扱要領に規定
 - ・ その他、修辭上の修正
- (3) 「かご漁業」及び「あさひがにかかり網漁業」の許可等に関する取扱方針
 - ・ 許可等の基準の規定に伴い許可の対象者に係る規定を削除
 - ・ その他、修辭上の修正

- (4) 奄美大島海域における「深海えびかご漁業」の許可に関する取扱方針
 - ・規則に基づく許可等の基準の規定に伴い，許可の対象者に係る規定を削除
 - ・その他，修辞上の修正
- (5) 試験研究又は教育実習のための特別採捕許可に関する取扱方針
 - ・試験研究と教育実習を分けて規定し，教育実習における試験的な操業や操業技術向上のための教育実習を新たに規定
 - ・その他，修辞上の修正

4. 今後のスケジュール（案）

8月～9月中旬 県内3海区漁業調整委員会に諮問
9月中 施行・HP公開

鹿児島県漁業許可等の取扱に関する基本方針

1 目的

~~200カイリ制度が定着した現在~~、本県周辺漁場の恵まれた水産資源を適切に管理しつつ、漁業経営の基盤強化につながる資源の有効利用や担い手対策等を図ることが漁業の定的発展を期するうえで重要となっている。

このため、漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）等の取扱に当たっては、資源の状況や担い手の育成・確保、漁業経営の多角化等を踏まえつつ、漁船漁業の漁獲努力量の適正化、漁場の総合的な利用を図りの合理化に努め、併せて漁業相互間の操業調整を円滑にして漁業秩序の維持と漁業生産力性の発展させることを旨とする。

2 許可保有数の適正化

漁業の許可等に当たっては、漁場の総合的な利用の合理化及び漁業相互間の調整を図るため、原則として同漁期における漁業許可等の重複を避け、1漁業経営体当たりの許可等保有数を次のとおりとする。

- (1) 漁業法第57条第1項の農林水産省令に規定する漁業及び鹿児島県漁業調整規規則（以下「規則」という。）第4条に掲げる小型まき網漁業、機船船びき網漁業、ごち網漁業、さんご漁業にあつては、いずれか1業種。
- (2) 前号に掲げる漁業以外の許可等にあつては3業種以内。
- (3) 1号に掲げる漁業許可等を保有する者が兼業を目的として、2号に掲げる漁業許可等を受けられる数は1業種。

3 許可等保有数の特例

次のいずれかに該当するものであつて、漁業調整が図られた上、今後本県漁業の振興に寄与するものについては、上記2に掲げる許可等保有数を超えて許可又は認可することができるものとする。

- (1) ~~試験操業に係る許可により~~的なるもので先進的な取組と認められる漁業を営もうとする者
- (2) ~~漁獲対象にしている~~水産資源の管理措置（禁漁期間の設定等）の導入に伴い収入の減少が見込まれる漁業を営む者であつて、漁業家経営を維持するために、は収入の減少を補う新たな漁業への着業が必要と認められる者
- (3) ~~過去の実績に鑑み、~~二枚貝を対象にする小型底びき網漁業等、漁獲対象としている水産資源の出現を予期できないと認める漁業を営もうとする者
- (4) 組合せ漁業など漁業の多角化を図り、漁業経営の改善（改善グループ、6次産業化等）~~や担い手の着業を目的として漁業経営の多角化~~を図ろうとする者

4 許可等の定数漁業

漁業法第57条第7項の規定に基づく知事が許可をすることができる船舶等の数定数漁業~~（漁業の許可及び漁業の認可をする数の最高限度を定める漁業）~~又は取扱については、次の項目のすべてに該当する場合、いつでも新規に許可できるものとする。

- (1) 定数に残余があつて、遊休許可のない漁業であること
- (2) 許可満了日まで1年以上の期間がある漁業であること

5 操業区域

- (1) 許可漁業の操業区域は、原則として漁業権区域外とする。
- (2) 漁業間の競争の緩和漁業調整を図るため、船舶漁船総トン数、漁法、操業時間等を勘案して、適宜操業区域を調整するものとする。
- (3) 操業区域に係る表示の定義は、次のとおりとする。
 - ア 地先海域
隣接市町村の沖合海域（ただし共同漁業権区域内を除く。）とする。
 - イ 周辺海域
島しょの共同漁業権の区域を除く周辺沖合とする。

6 漁具、漁法等の制限

- (1) 栽培漁業の推進に伴い、放流稚魚の保護育成を図る必要がある漁場については、操業区域の制限、網目制限、操業期間の規制等規制措置を講ずるものとする。
- (2) かじき流し網等船舶の安全航行及び他の漁業の操業に影響を及ぼすおそれのあるものについては、漁具の長さ、操業区域のほか統数の制限をするものとする。

7 漁獲実績報告（漁業法第 58 条で準用する第 52 条に基づく資源管理の状況等の報告）

漁業の許可等を受けた者が正当な理由なく漁獲実績の報告をしない場合、又は正当な理由なく漁獲実績のない者には、許可等を行わない更新しない場合がある。

8 継続の許可等

規則第 14 条第 1 項第 1 号で知事が指定する漁業は、漁業法施行規則第 70 条第 1 項及び第 2 項並びに規則第 4 条第 1 項第 4 号から第 15 号までに掲げる漁業とする。

（参考）知事が指定する漁業

<漁業法施行規則第 70 条第 1 項及び第 2 項>

・中型まき網漁業

・小型底びき網漁業

<規則第 4 条第 1 項第 4 号から第 15 号>

・小型まき網漁業

・機船船びき網漁業

・ごち網漁業

・すくい網漁業

・刺し網漁業

・固定式刺し網漁業

・敷網漁業

・かご漁業

・あさひがにかかり網漁業

・小型定置網漁業

・しいらづけ漁業

・潜水器漁業

附 則

この方針は、令和 6 年 9 月 〇日から施行する。

（漁業法に則した修辭上の修正、継続の許可等の新設）

潜水器漁業の許可等に関する取扱方針

~~1~~ 目的

~~鹿児島県~~ 本県漁業調整規則第4条の規定に基づく潜水器漁業許可はこの方針によるものとする。

~~2~~ 許可対象者

~~本県漁業調整規則に定める適格性を有するものであって共同漁業権者の同意があった者。~~

~~1-3~~ 操業区域

原則として共同漁業権区域内とする。

~~2-4~~ 従事者の届出

潜水器漁業者は、当該漁業に従事者を使用する場合は、あらかじめ、~~別に定める~~様式により、~~る従事者届出書に従事者の住民票の写しを添えて~~知事に届出なければならない。

~~5~~ 許可期間

~~許可の日から3年以内とする。~~

~~3-6~~ 条件

- ~~(1) 共同漁業権者の同意書を携帯しなければ操業してはならない。また、漁業権者が同意した水産動植物以外は採捕(採取)してはならない。~~
- (2) 操業にあたっては、他の漁業に支障を及ぼしてはならない。
- (3) 使用漁船には、その漁業許可番号を両げんの見やすいところに表示しなくてはならない。
- (4) 経営体につき、使用器数を指定する。
- (5) ~~従事者届出した書に記載された~~従事者以外の者を使用して当該漁業を営んではならない。

~~7~~ 附 則

- (1) この方針は、平成 9 年 4 月 1 6 日以降許可する者について適用する。
- (2) この方針は、平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日から施行する。
(漁業調整規則改正に伴う(制限又は条件)改正)
- (3) この方針は、平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日から施行する。
ただし、経過措置として、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までは4. 中「住民票の写し」とあるのは「住民票の写し又は印鑑登録証明書」と読み替えるものとする。
※令和 2 年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正(R5.09 修正)
- (4) この方針は、令和 6 年 〇月〇日から施行する。ただし、この方針の施行の際限に許可を受けているものについては、改正前の 6 の条件は、当該許可の有効期間が満了するまでは、なおその効力を有する。
(許可対象者、許可期間の削除、従事者の届出の改正、修辭上の修正)

別記

潜水器漁業に係る従事者届出書	
年 月 日	
=	
鹿児島県知事	殿
	住所
	氏名
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
潜水器漁業に下記従事者を使用しますので、関係書類を添えて届けます。	
記	
1. 従事者氏名	印
2. 従事者住所	
3. 従事者の潜水士免許の有無	有 無
(有の場合潜水士免許の写しを添付する)	

「かご漁業」及び並びに「あさひがにかかり網漁業」の許可等に関する取扱方針

~~(許認可の対象者)~~

- ~~1 県内の漁業協同組合の組合員であって、許可をうけた者自ら当該漁業に従事する者であること。~~

~~(操業区域)~~

~~1-2 操業区域~~

操業区域は次に掲げる区域とする。

- (1) 鹿児島海区及び熊本海区においては下記の区分による。

漁業種類	操業区域
ふぐかご漁業	世界測地系における北緯 29 度 00 分 14 秒(日本測地系北緯 29 度)以北の県内一円の海域とする。 ただし、黒之瀬戸大橋以北の不知火海の区域、南大隅町立目 埼崎 と指宿市長崎鼻を結ぶ線以北の鹿児島湾の区域、肝付町火崎燈台と宮崎県串間市都井岬燈台を結ぶ線及び陸岸に囲まれた志布志湾の区域は、当該区域内に住所を有する者に限る。
いかかご漁業	その者の属する漁業協同組合の共同漁業権区域内及びその地先沖合の区域に限る。
雑魚かご漁業	同 上
ばいかご漁業	同 上
あさひがにかかり網漁業	世界測地系における北緯 29 度 00 分 14 秒(日本測地系北緯 29 度)以北の県内一円の海域とする。

- (2) 奄美大島海区においては下記の区分による。

漁業種類	操業区域
あさひがにかかり網漁業	世界測地系における北緯 29 度 00 分 14 秒(日本測地系北緯 29 度)以南の奄美市、大島群海域で、 <u>その者の属する当該漁業協同組合の共同漁業権地先沖合の区域</u> に限る。

~~(漁船、漁具の規模及び数量)~~

~~2-3 漁船、漁具の規模及び数量~~

漁船、漁具は次に掲げる範囲内とする。

(1) 鹿児島海区及び熊本海区においては下記の区分による。

漁業種類	漁船の規模	漁具積載量
ふぐかご漁業	10トン以下	かご150箇以内。ただし、野間岬正西以北の海域（不知火海を除く）においては、200箇以内とする。
いかかご漁業	10トン以下	かご150箇以内
雑魚かご漁業	10トン以下	かご150箇以内
ばいかご漁業	10トン以下	かご150箇以内
あさひがにかかり網漁業	10トン以下	かかり網300枚以内

(2) 奄美大島海区においては下記の区分による。

漁業種類	漁船の規模	漁具積載量
あさひがにかかり網漁業	5トン以下	かかり網200枚以内

~~(操業期間)~~

~~3-4 漁業時期~~

漁業時期操業期間は次に掲げるとおりとする。

ふぐかご漁業	いかかご漁業	雑魚かご漁業	ばいかご漁業	あさひがにかかり網漁業
1月1日～ 12月31日	1月1日～ 12月31日	1月1日～ 12月31日	1月1日～ 12月31日	9月1日～ 翌年4月30日

(2) 熊本海区におけるあさひがにかかり網漁業については、10月1日から翌年4月30日までとする。

~~(漁具標識の設置)~~

~~4-5 漁具標識の設置~~

許可番号を記入した布地による方80センチメートル以上の漁具標識を漁具の両端及び中央部に水面上1.5メートル以上の高さに設置すること。

なお、「ふぐかご漁業」については600メートル間隔に上記の標識を設置すること。

~~(条 件)~~

~~5-6 条件~~

~~次の条件を付して許可する。~~

- (1) 共同漁業権区域内で操業するときは、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければ操業してはならない。
- (2) 漁業権者の同意を得て当該漁業権区域内で操業するときは、当該漁業権者が定めると

ころに従って操業すること。

(3) 操業にあたっては他の漁業を妨害してはならない。

附 則

(1) この方針は昭和51年 4月 1日以降の許可（認可）について適用する。

(2) この方針は平成 6年 2月 17日以降の許可（認可）について適用する。

（奄美大島海区の取扱方針を付加）

(3) この方針は、平成 8年 8月 1日以降の許可（認可）について適用する。

（熊毛海区の取扱方針を付加）

(4) この方針は、平成 9年 7月 4日以降の許可（認可）について適用する。

（漁船規模を5トン以下→10トン以下へ改正）

(5) この方針は、平成11年 8月 4日以降の許可（認可）について適用する。

（ふぐかご漁業の漁具積載量の改正）

(6) この方針は、平成20年12月26日から施行する。

（市町村合併、漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）

(7) この方針は、令和6年〇月〇日から施行する。ただし、この方針の施行の際限に許可を受けているものについては、改正前の1の操業区域は、当該許可の有効期間が満了するまでは、なおその効力を有する。

（許認可の対象者の削除、漁業法に則した修辞上の修正）

奄美大島海域における「深海えびかご漁業」の許可に関する取扱方針

~~(許認可の対象者)~~

- ~~1. 奄美市及び大島郡の漁業協同組合の組合員であって、許可をうけた者自ら当該漁業に従事する者であること。~~

~~(操業区域)~~

- 1 操業区域
2 奄美大島海区においては下記の区分による。

漁業種類	操業区域
深海えびかご漁業	世界測地系における北緯 29 度 00 分 14 秒（日本測地系北緯 29 度）以南の奄美市、大島郡海域で、 <u>その者の属する当該漁業協同組合の共同漁業権地先沖合の区域に限る。</u>

~~(漁船、漁具の規模及び数量)~~

- ~~2-3~~ 漁船、漁具の規模及び数量
漁船、漁具は次に掲げる範囲内とする。

漁業種類	漁船の規模	漁具積載量
深海えびかご漁業	10トン以下	深海えびかご 50個以内

~~(操業期間)~~

- ~~3-4~~ 漁業時期
操業期間は1月1日～12月31日とする。

~~(漁具標識の設置)~~

- ~~4-5~~ 漁具標識の設置
許可番号を記入した布地による方80センチメートル以上の漁具標識を縦縄においては漁具に、延縄においては漁具の両端に、水面上1.5メートル以上の高さに設置すること。

~~(条 件)~~

- ~~5-6~~ 次の条件を付して許可する。
(1) 操業にあたっては他の漁業を妨害してはならない。

附 則

- (1) この方針は、平成 25 年 6 月 14 日から施行する。
(2) この方針は、令和 6 年 〇 月 〇 日から施行する。
(許認可の対象者、修辞上の修正)

試験研究又は教育実習のための特別採捕許可に関する取扱方針

鹿児島県漁業調整規則（以下「規則」という。）第48条に規定する試験研究又は教育実習（以下「試験研究等」という。）に係る特別採捕許可はこの取扱方針の定めるところによる。

1 目的

この許可方針は、試験研究等に係る特別採捕許可について、許可基準を定め、当該許可の円滑な運用を図ることを目的とする。

2 許可対象者及び許可数量

次の目的区分ごとの許可対象者及び許可数量は以下のとおりとする。ただし、過去1年間に県漁業調整規則及び当該取扱方針に違反した者は許可対象としない場合がある。

(1) ~~試験研究等を目的とするもの~~

ア 許可対象者

- ① 国，地方公共団体，大学法人，公立学校ならびに法の規定により設置された独立行政法人，公団及び公社
- ② 学校法人，財団法人
- ③ ①に該当する者の事業により補助金等を受けた活動団体等
- ④ ①に該当する者から試験研究業務の委託を受けている者
- ⑤ 知事が特に認める者（公益性が高いもの，法に基づく環境アセスメント調査等）

イ 許可数量

試験研究等に必要最小限の数量とする。

(2) 教育実習（食害生物や外来生物の駆除を目的とする環境保全活動を含む）もの

ア 許可対象者

- ① 国，地方公共団体，大学法人，学校法人，公立学校ならびに法の規定により設置された独立行政法人，公団及び公社
- ② ①に該当する者の事業により補助金等を受けた活動組織又は水産業協同組合法に規定する漁業協同組合及びその連合会
- ③ 知事が特に認める者（試験的な操業や操業技術向上のための教育実習等）

イ 許可数量

教育実習に必要な最小限の数量とする。

ただし，食害生物や外来生物の駆除を目的とする環境保全活動については採捕許可量は，対象水産動植物を特定した上で「採捕可能な最大数量」もしくは「漁業権者が同意した最大数量」とする。

3 許可の期間

許可期間は原則として1年未満とし、~~採捕の開始日と終了日は同一年度内とする。~~

4 許可証

知事は、許可をしたときは鹿児島県漁業調整規則第48条第3項に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

5 条件

漁業調整その他公益上必要があると認めるときは，(1)及び(2)のほか，条件を付して許可する。

- (1) 採捕にあたっては、特別採捕許可証を携帯しなければならない。

(2) 漁業権区域内での採捕にあたっては、特別採捕許可証及び漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

6 その他

採捕終了後は速やかに許可証を返納するとともに、採捕実績を報告しなければならない。

附 則 ~~1~~

1 この許可方針は、令和元年5月15日以降許可するものについて適用する。

2 この許可方針は、令和6年〇月〇日から施行する。

(試験研究と教育実習を分け、教育実習における試験的な操業や操業技術向上のための教育実習を新たに規定、修辭上の修正)

※令和2年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正 (R5.09 修正)

(参考)

鹿児島県漁業調整規則（抜粋）

（継続の許可又は起業の認可等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- (1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
 - (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
 - (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
 - (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- 2 前項第1号の規定による申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないとき認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。